

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

人吉市

2 構造改革特別区域の名称

人吉IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

人吉市の全域

4 構造改革特別区域の特性

人吉市は、熊本県の南部、人吉盆地の西南端に位置し、鹿児島県大口市と宮崎県えびの市に隣接する南九州の交通の要衝として栄えてきた。市街地の中央を日本三急流の一つ「球磨川」が東西に貫流し、国指定史跡の人吉城跡、大村横穴群をはじめ、神社・仏閣、古い街並みなどが点在しており、今もなお落ち着いた城下町のたたずまいを残した自然豊かな都市である。

また、球磨川の伏流水を使用して醸造された「球磨焼酎」は、国際的に通用する酒類の「地理的表示を保護する法律」により、日本で初めて産地指定を受け、スコッチやコニャック同様世界の銘柄に加わっており、本市の代表的産物となっている。

平成元年(1989年)の九州縦貫自動車道八代～人吉間の開通、また平成7年(1995年)の九州縦貫自動車道人吉～えびの間の開通を契機に、熊本市・宮崎市・鹿児島市へのアクセス時間も飛躍的に短縮され、商圏の拡大発展と地域経済の活性化が大きく期待されてきた。特に、南九州3県の中継都市としての好立地条件を活かし、地域経済の活性化、雇用機会の拡大・創出を目的とした企業誘致に鋭意取り組んできたところである。

しかしながら、高速道の開通により販路拡大の期待が生じる一方で、大都市への交通アクセスが向上したことに伴う市内消費者の流出とともに、近隣市町村への大型店の出店やロードサイド型店舗の出店などによる中心市街地の空洞化が顕在化し、地域経済の活力も低下しつつある。さらに、長引く景気低迷や雇用不安など、厳しい社会経済情勢

が続いており、今後は都市間競争の激化や地方分権化、少子高齢化といった新たな社会環境への対応も求められている状況である。

これまで企業誘致のために整備を進めてきた梢山工業団地に、平成元年以来、縫製工場、精密機械工場、ステンレス製造工場の3社が進出したところであるが、近年は長引く景気の落ち込みもあり企業誘致も厳しい状況となっている。全国的な経済情勢の中では、幾分景気回復も見込まれるような報道も目にするようにはなったが、今後も企業誘致はかなり厳しい状況にあることは言うまでもない。

本市の工業は、電気機器、飲料、衣服、食料品を中心としたもので、その大半が中小企業で成り立っている。工業の振興により雇用の場を確保し、若者の定着や地域経済の活性化を図るためには、既存企業の支援と企業の誘致を進めることが必要不可欠である。

現在のような経済情勢の中で企業を誘致することは容易なことではないが、情報通信技術(IT)の進展により地域間格差は是正されつつある中で、南九州の交通の要衝としての立地、梢山工業団地の環境を活用していくことが求められている。また、既存企業の技術の高度化や市場の開拓などをはじめ、企業間あるいは産・学・官の連携による商品開発などにも取り組むなど地域全体での展開が課題となっている。

本市においては、「第4次人吉市総合計画」において、「時代とともに歩む地域産業のさらなる展開」を基調政策の一つとして位置づけ、その実現の一手段として「人吉市情報化計画」を平成14年に策定し、平成17年度にはその検証と見直しを行って「第2期人吉市情報化計画」を現在推進中である。これまで整備した情報資産の積極的な利活用を図るとともに、行政事務の効率化と市民サービス向上を一体的に進め、高度情報通信社会の実現を目指して情報化施策を展開してきたところである。さらには、情報通信基盤の整備による社会経済活動の活性化を目指すところである。

しかし、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の急速な普及など情報化が急激に進展する中、本地域の産業界においては、まだまだこうした状況に十分な対応ができていない企業が多く、基礎的な情報技術を習得した人材が求められている。本市におけるインターネットの普及率一つをとって見ても、全国のインターネット世帯普及率57.3%(インターネット白書2006)に対して30.3%(人吉市インターネット等利用状況調査)と低い状態にあり、本地域においては利用環境整備による情報通信技術の普及浸透とともに、それを担う人材の育成が急務である。

こうしたことから、本地域において特例措置を適用することで、高等教育機関や地元企業と連携し情報通信技術に関わる地域資源等を十分に活用しながら、地域の情報化・情報技術の有効活用を図りたいと考えている。さらに、情報技術を持った優秀な若い人材を育成し地元企業へ輩出することにより、地域に活力を生み出し地域経済の活性化を図るとともに、長期的にはIT企業の立地に対応できる人材を確保し雇用促進を図ることなども強く求められている状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

ITは、本地域の経済活性化にとって極めて重要な手段の一つであり、さらなるITの高度化や情報化の進展に伴い、IT人材の必要性が高まることが十分予想される。

前述した本地域の特性を踏まえ、本市において「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用し、本地域において、各分野での情報通信技術を有する人材の育成と輩出を推進しながら、地域の産業再生や活性化を図るものである。

これにより、地元企業において優秀なIT人材確保が容易となり、IT競争力の向上、情報発信力の向上による産業の振興が図られる。また、IT人材供給という人的基盤を整備することにより、IT関連企業の誘致促進が図られる。さらには、技術の向上や資格取得を目指す学生、求職者などが県内外から流入することも予想され、若年人口の増加による地域活性化も期待できる。

なお、今回の講座の開設者は、本地域には1教育機関しか存在しないものの、日頃から地域の情報処理教育を促進する上での重要な役割を担っており、今後さらに学生の情報処理技術能力の向上による人材育成と雇用拡大を同時に図っていく考えであり、地域への貢献度も高まるものである。

今回の特例措置を講じることによるその波及効果は、地域内の多種多様な産業分野の連携強化が図られるだけでなく、人材育成や情報化を通じた地域経済の活性化へとつながるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基

本情報技術者試験」の午前試験を免除する講座を開設することが可能となり、受験者の負担が大幅に軽減されることになる。このことは、受験者の負担軽減により合格率の向上が見込まれるだけでなく、情報技術に関する国家資格の取得を促進することとなり、IT人材を育成するためには有効な手段であると考えられる。

今回の講座開設者にとっては、平成18年度秋季試験において「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の合格率がそれぞれ19.0%と15.4%となっており、合格率全国平均の27.4%と24.2%を下回っているばかりでなく、熊本県平均の合格率(初級シスアド23.6%、基本情報19.4%)にも達していない状況である。当面は、今回の特例措置により熊本県平均の合格率を目指すとともに、将来的には全国平均の合格率を確保することを目標とする。

この数値目標を達成することにより、IT人材の育成を加速させ、地元企業におけるIT人材の確保及び雇用拡大が図られる。また、講座の開設により、域内の高校生の進路の選択肢が広がるとともに、情報関係の教育機関を志望する県内外からの若年人口の流入などが見込まれる。その結果として地域性の違う学生同士が互いに競い合い、優秀な若年IT人材の輩出が期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特区申請にあたっては、地元企業においてIT人材が不足しITの十分な活用がなされていない地域の実情に着目した民間事業者からの提案を受け、本市としてもその必要性を十分認識し申請へと至ったところである。

今回の特例措置は、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の受験者の負担軽減に寄るもの大きいですが、その負担軽減により合格率向上及びIT人材育成の加速化が図られることが期待される。また、こうした特区制度を活用し、年々学生数が減少傾向にある高等教育機関において学生を確保し、また開講講座の内容を充実することで高等教育機関そのものの充実が図られる。高等教育機関の充実は、域内の高校生の進路確保により若年人口の流出に歯止めをかけるだけでなく、域外からの流入などが見込まれ、社会経済活動を活発化し、少子高齢化の進展に伴い停滞ぎみの地域に活力を与えてくれるものである。

一方、地域においてIT人材を育成することで、ITによる地域の情報発信力や競争力が

向上し、産業の振興によりIT人材の雇用拡大が見込まれる。特に、本市のように中小企業が多い産業形態の地域にあっては、消費拡大だけでなく生産面・販売面を含めた経営革新のためのITの活用は不可欠であり、今後さらにその需要は増大することが予想される。また、IT技術の活用は、競争力の強化に有効なものであり、戦略的・効果的な経営や新たな産業ビジネスの創出などにより競争力の向上につながる。こうした動きが地域に活力を生み出し、地元企業の活性化や地域産業全般への波及効果をもたらすだけでなく、将来的にはIT関連企業を担う人材の確保へとつながる。ひいては、こうした人的基盤の整備によりIT関連企業の誘致を進め、地域の雇用の場の拡大と地域経済の活性化を期待するものである。

さらに、市全体の地域情報化レベルの向上が図られ、「第2期人吉市情報化計画」の実現にもつながるものと考えられる。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では、第4次人吉市総合計画の基本構想の一つに掲げる「高度情報化、国際化への対応」と整合性を取りながら、国・県の施策や動向を踏まえ、本市が実施する高度情報通信ネットワーク社会の構築へ向け、第2期人吉市情報化計画を着実に展開しているところである。

これまで、市内LANの整備をはじめ、地域イントラネット基盤施設整備事業、情報通信基盤や情報システムの整備など積極的に情報化を進め、行政情報提供システム、公共施設予約システム、議会中継システム等の導入を図り、電子自治体の実現を目指した情報化基盤の整備を行ってきたところである。このような情報化基盤の整備により、福祉、教育、文化、防災などのあらゆる行政分野において、ITを活かした高度な行政サービスの

提供により、活力ある地域社会の実現を目指している。

また、本市の主要産物の一つである「球磨焼酎」のさらなる販路拡大を図るために、現在、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の支援を受け「日本と海外の地域間産業交流を推進するLL(Local to Local 産業交流)事業」を実施しており、今後電子商取引による海外販路拡大も視野に入れた事業展開も検討しているところである。

ITが本格的に普及・定着するようになれば、将来の課題を解決する不可欠なツールとして認識されていくものであり、そのツールを有効に活用する人材育成は、今後の地域経済の活性化を図る上での重要な課題として位置づけているところである。このように、地域におけるIT関連技術の導入及びその人材育成によって、中山間地域という本市の地理的条件に左右されない産業振興も期待できると同時に、これまで取り組んできた梢山工業団地への企業誘致を加速させ、雇用の場を創出することにより地域活性化を目指すものである。

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座
開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人赤山学園 九州技術教育専門学校(人吉市駒井田町216-12)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

初級システムアドミニストレータ講座

添付書類(別表1)に記載のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者であって、かつ、当該講座の出席率80%以上をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しを併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

なお、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験（2級）

試験科目：シスアド技術者能力認定試験（2級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3 ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OS の種類と構成

	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6 システム開発と運用	
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7 ネットワーク技術	
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8 データベース技術	
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
	分散データベース
9 セキュリティ	
	セキュリティ対策

	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12 表現能力	
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、講座修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

1 特定事業の名称

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人赤山学園 九州技術教育専門学校(人吉市駒井田町216-12)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

基本情報技術者講座 (サーティファイ 情報処理技術者能力認定試験2級併用コース)

添付書類(別表2)に記載のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目に合格した者であって、かつ、当該講座の出席率80%以上をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が

提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しを併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

なお、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法

	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3	ハードウェア
	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア
	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット

	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8 データベース技術	
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能 (排他制御、リカバリ)
9 セキュリティ	
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理 (経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略 (業務改善など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用 (ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規 (情報通信、知的財産権)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。